

令和7年

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

茨城県選挙管理委員会

## 不在者投票管理者の心構え

不在者投票管理者となる指定病院等の長は、事務の管理執行にあたっては、次の事項に留意して、本要領に沿って正確かつスムーズな事務処理を行い、公正な選挙の確保に努めてください。

- ◇ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。
- ◇ 不在者投票管理者は、立会人及び代理投票の補助者が、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、投票干渉罪等の罰条に触れることがないよう十分に注意してください。

## 不在者投票の適正な執行について

過去に県内のある指定病院等において、指定病院等における不在者投票制度を悪用した事件が発生しました。事件の再発防止に向け、指定病院等における不在者投票の不正防止や透明性の確保の観点から検討が行われた結果、不在者投票管理者に対し、次の事項について協力をお願いしています。

- ◇ 市町村選挙管理委員会による実施状況確認  
選挙ごとに、各市町村の選挙管理委員会において指定病院等を抽出し、当該指定病院等で実際に行われる不在者投票の実施状況を市町村選挙管理委員会の書記等が確認します。
- ◇ 指定病院等における外部立会人の活用  
法律上、外部立会人の選任は努力義務とされていますが、不在者投票の公正な実施の確保のため、可能な限り外部立会人を選任してください。

# 目 次

1	不在者投票制度の意義等	1
2	不在者投票ができる指定病院等の種類	1
3	不在者投票管理者となる者	1
4	不在者投票管理者の事務	1
5	不在者投票ができる者	1
6	不在者投票ができる期間及び時間	2
7	不在者投票を行う場所	2
8	立会人の選任	2
9	不在者投票の事務手続き	3
10	特別な投票の手続き	5
11	投票用紙等の返還	5
12	経費の請求	6
	(参 考) 指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ	7
	(資料 1) 関係様式及び記載例	9
	(資料 2) 公職選挙法及び同法施行令 (抜粋)	33
	(資料 3) 関係選挙管理委員会一覧	37

## 1 不在者投票制度の意義等

不在者投票の制度は、選挙の当日に、法律で定められた一定の事由に該当すると見込まれる選挙人が、選挙期日の前に投票することを認められた例外的な制度です。

この要領では、指定病院等における不在者投票について説明します。

## 2 不在者投票ができる指定病院等の種類

不在者投票ができる指定病院等とは、各施設からの申請に基づき各都道府県の選挙管理委員会が指定した病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）、老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設をいいます。

※ 病院と介護老人保健施設や介護医療院が一体となっている施設等の場合でも、施設の種類ごとに指定申請が必要です（短期入所を併設している老人ホームも同様）。

※ 法人の運営主体が変更された場合（事業譲渡、合併、分社化等）、旧法人での指定を取り消したうえで、改めて新法人での指定申請が必要です。

## 3 不在者投票管理者となる者

不在者投票管理者となる者は、指定病院等の長です。

ただし、これらの者が候補者となった場合（これらの者が外国人の場合、これらの者に事故があり若しくは欠けた場合も同様）は、指定病院等の長の職務を代理すべき職にある者となります。

## 4 不在者投票管理者の事務

不在者投票管理者は、不在者投票に関して、事務従事者を指揮監督し、すべての手続きにおける最終的な決定権を持ち、次のア～キの事務を管理執行します。

ア 選挙人の依頼により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。

イ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡し、投票させること。

ウ 投票用紙及び投票用封筒（公職選挙法施行令第50条第1項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人が投票する場合は不在者投票証明書も）を点検すること。

エ 選挙権を有する者から立会人を選任し、不在者投票に立ち合わせること。

オ 不在者投票記載場所について、不正の手段が用いられないよう相当の設備をすること。

カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定し、代理投票をさせる場合には、その補助者（2人）を不在者投票場所における事務従事者の中から選任すること。

キ 不在者投票後、当該投票を速やかに選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致又は郵便等をもって送付すること。

## 5 不在者投票ができる者

不在者投票ができる者は、選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者のうち、指定病院等に入院（入所）中で、選挙の当日、次のいずれかの事由に該当すると見込まれる者です。

1号事由	職務若しくは業務又は冠婚葬祭の主宰等の用務に従事する者
2号事由	用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をする者
3号事由	疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥にあるため歩行が困難である者
4号事由	交通至難の島等に居住している者又は滞在をする者
5号事由	その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住している者
6号事由	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難である者

※ 指定病院等に通院（通所）中の者や付添人、職員等は、指定病院等において不在者投票を行うことはできません。

※ 指定病院等では、当該指定病院等が所在する市町村以外の市町村の選挙人名簿に登録されている入院（入所）者も不在者投票をすることができますので、日頃から入院（入所）者の住所とその住所地の選挙の有無に留意しておいてください。

## 6 不在者投票ができる期間及び時間

不在者投票ができる期間は、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間で、時間は、午前8時30分から午後5時までの間です。

なお、あらかじめ入院（入所）者の了解を得たうえで、期間内の特定の時間を指定して、不在者投票を実施することは差し支えありません。ただし、前頁5に該当する選挙人から当該特定の時間以外の時間に不在者投票をしたい旨の申し出があった場合には、これを拒否することはできません。

選挙の種類	公示又は告示の日
参議院議員、都道府県知事	選挙期日の少なくとも17日前
衆議院議員	選挙期日の少なくとも12日前
指定都市の長	選挙期日の少なくとも14日前
都道府県及び指定都市の議会の議員	選挙期日の少なくとも9日前
市（指定都市を除く。）の長及び議会の議員	選挙期日の少なくとも7日前
町村の長及び議会の議員	選挙期日の少なくとも5日前

## 7 不在者投票を行う場所

不在者投票は、不在者投票管理者があらかじめ指定した投票記載場所で行います。投票記載場所には、他人が選挙人の投票記載内容を見ることができないよう投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われないよう相当の設備をする必要があります。

ただし、投票記載場所まで行くことができない重病人等歩行が著しく困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理のもとで、立会人の立ち会いがある場合に限り、当該ベッド上で投票させることができます。この場合においては、投票の秘密保持について、十分注意してください。

また、投票記載場所には、候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されているポスター等の文書図画（市町村の投票所等に掲示されている候補者の一覧を含む。）については、一切掲示することができませんので十分注意してください。

## 8 立会人の選任

投票の前に選挙権を有する者の中から最低1人をあらかじめ立会人（不在者投票管理者との兼任不可）に選任しておいてください。

なお、立会人の立ち会いがない投票は無効となるので、十分注意してください。

### 【外部立会人の立会い等について】

指定病院等の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した立会人（外部立会人）を立ち会わせること等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が課せられています。

外部立会人の紹介等については、最寄りの市町村の選挙管理委員会まで御相談ください。

（外部立会人選任に係る事務の流れはP7参照）

## 9 不在者投票の事務手続き

### (1) 投票用紙及び投票用封筒の請求

不在者投票管理者は、当該指定病院等に入院（入所）している選挙人から依頼があった場合には、次の方法により選挙人に代わって市町村選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒（以下、「投票用紙等」といいます。）の交付を請求することができます。

選挙人	不在者投票管理者（指定病院等の長）	市町村選挙管理委員会の委員長
<p>①投票用紙等の請求依頼 → 【様式 1 : P11、12 参照】 選挙人は依頼書に必要事項を記載し、不在者投票管理者に提出します。 （選挙人が依頼書に自分の氏名等を自署できないときは、補助者が記載し、その旨を明記しておくこと。）</p> <p>※1 <u>選挙人からの依頼がない場合は、いかなる理由があっても請求できません。</u> ※2 請求は選挙期日の公示又は告示の日以前でも行うことができますが、交付は公示又は告示の翌日（郵便等をもって発送するときは、市町村選挙管理委員会が定める日）以後となります。</p>	<p>②投票用紙等の請求 【様式 2 : P13、14 参照】 選挙人から依頼書の提出があった場合には、当該選挙人の選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等請求書により直接又は郵便等で投票用紙等の交付を請求します。また、提出があった依頼書には、その都度顛末欄に必要な記録をし、厳重に保管しておかなければなりません。</p> <p>⑤投票用紙等の受領、点検 ← 投票用紙等を受領したときは、直ちに投票用紙、投票用（内・外）封筒の3種類が揃っているか、これらに何も記載されていないか点検します。 点検後は、選挙人に投票用紙等を速やかに交付することになりますが、紛失や投票記載場所以外での記載のおそれがあるときには、不在者投票管理者が厳重に保管しておき、投票の際に交付しても差し支えありません。</p> <p>※ 投票用紙等に不備があった場合には、交付元の市町村選挙管理委員会に連絡し、当該不備があった投票用紙等を返還のうえ、直ちに再交付を受けてください。</p>	<p>③請求書の受付・審査 市町村選挙管理委員会の委員長は投票用紙等請求書の内容を審査(投票用紙等を請求した選挙人と選挙人名簿との照合等)します。</p> <p>↓</p> <p>④投票用紙等の交付 市町村選挙管理委員会の委員長は、審査の結果、内容が適正と認められるときは、不在者投票管理者に対し、郵便等をもって交付します。</p>

※ 上記以外に選挙人自らが直接市町村選挙管理委員会の委員長に請求する方法があります。

この方法では、選挙人自らが市町村選挙管理委員会の委員長に対し宣誓書の提出及び投票場所（指定病院等）の申立てを行い、投票用紙等及び封筒に入った不在者投票証明書の交付を受けます。

当該選挙人は、交付を受けた投票用紙等とともに不在者投票証明書の入った封筒を未開封のまま不在者投票管理者に提出し、当該指定病院等で投票を行うこととなります。不在者投票証明書の入った封筒が開披されているときは、投票させることはできません。

なお、投票については、いずれの方法の場合も次の手続きにより行います。

(2) 投票の手続き

投票は、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、次により行ってください。

選挙人	不在者投票管理者（指定病院等の長）	市町村選挙管理委員会の委員長
<p><b>②投票</b></p> <p>選挙人は、投票記載場所において立会人の立ち会いのもとで投票用紙に候補者一人の氏名等を自書（次頁の代理投票の場合を除く。）します。</p> <p>この投票用紙を投票用内封筒に入れ封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をし、当該外封筒の表面に当該選挙人が署名した後、不在者投票管理者に提出します。</p>	<p><b>①投票用紙等の点検</b></p> <p>不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等（選挙人自ら投票用紙等の請求を行った場合には、封筒に入ったままの不在者投票証明書も）を提示させ、それが所定のものかどうか、また選挙人本人であるかどうかを確認します。</p> <p><b>③投票の送致</b></p> <p><b>【投票用外封筒記載例：P15 参照】</b></p> <p>選挙人から提出された投票用外封筒の裏面に所要事項（投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者名）を記載し、投票立会人に署名させます。</p> <p>次に、この投票入りの投票用外封筒（同じ市町村選挙管理委員会に送致する投票が複数ある場合はまとめて）は、別途用意した適当な封筒に入れて（不在者投票証明書があればそれも入れて）封をし、この封筒の表面に朱書きで「投票在中」と記載し、裏面に不在者投票管理者が記名押印した後に、市町村選挙管理委員会の委員長へ送致又は郵便等をもって送付します。</p>	<p><b>④投票の受領</b></p> <p>不在者投票の送致又は送付を受けた市町村選挙管理委員会の委員長は、直ちにこの投票を当該選挙人が属する投票区の投票管理者（その投票区について指定投票区が指定されている場合には、当該指定投票区の投票管理者）に送致します。</p>

**【郵便サービスの見直しに伴う留意点について】**

郵便法の改正に伴い、令和3年10月以降、手紙やはがき等の普通扱いの郵便物の土曜日の配達  
が休止され、送達日数は差出の日から「原則3日以内」が「原則4日以内」に変更されたため「翌  
日配達」は「翌々日配達」に変更となっております。

なお、書留、速達、レターパック等は、引き続き土日も配達され、原則翌日配達されます。

不在者投票においては郵便等が利用されることが多いことから、下記の点に御留意願います。

- ① 不在者投票の投票用紙等は、投票所の閉鎖までに選挙人の属する投票区の投票管理者に送致  
される必要があるため、できるだけ速やかに投票用紙等の請求を行うこと。【9(1)②:P3参照】  
なお、投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示又は告示の日以前から行うことが可能である  
こと。
- ② 市町村の選挙管理委員会の委員長への投票の送致に当たっては、直接持参し、又はレターパ  
ックや速達により送付すること。【9(2)③:P4参照】

## 10 特別な投票の手続き

### (1) 代理投票

心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない選挙人から代理投票したい旨の申請があった場合には、代理投票をさせることができます。

この場合には、立会人の意見を聴いて、不在者投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人を定め、その補助者1人を投票に立ち合わせ、もう1人の補助者に投票記載場所で当該選挙人が指示する候補者の氏名等を代理記載させ、これを投票用内封筒に入れ、さらにその内封筒を投票用外封筒に入れて封をし、その外封筒の表面にも当該選挙人の氏名を代理記載させてください。

なお、不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者はお互いに兼ねることができません。

#### 【代理投票の補助者となりうる者の資格について】

補助者となり得る者は、不在者投票記載場所において投票に係る事務に従事する者に限定されていますので、下記の点に御留意願います。

- ① 投票管理者から代理投票をする選挙人に付き添うことを認められた家族であっても、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできないこと。
- ② 代理投票の補助者が選挙人本人の意思確認をするに当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力すること。

### (2) 代理投票の仮投票

不在者投票管理者は、選挙人が代理投票の事由に該当しないと認めるときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。なお、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は当該選挙人が代理投票をすることについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は代理投票の仮投票をさせることとなります。

この場合、代理記載人に投票用外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させるとともに、代理記載人の氏名を表面左下の部分に記載させてください。

### (3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある者で、市町村選挙管理委員会の委員長からあらかじめ郵便等投票証明書を受け付けている選挙人は、自ら投票用紙等を請求して交付を受け、当該選挙人が現在する場所で自ら又は代理記載の方法によって投票の記載をし、これを郵便等で送付する方法により投票することができます。この郵便等による不在者投票を行う場合には、特に投票記載場所に制限がないため、指定病院等でも投票の記載をすることができますが、制度上、不在者投票管理者のもとで行われる不在者投票とは別の扱いとなります。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人は、郵便等によらず、通常の指定病院等における不在者投票を行うこともできますので、十分に注意してください。

## 11 投票用紙等の返還

投票用紙等の請求を依頼した選挙人が、指定病院を退院したことなどにより指定病院等において投票しなかった場合には、速やかに該当市町村選挙管理委員会に連絡し、当該選挙人の請求によって交付を受けた投票用紙等の取扱いについて相談してください。

また、選挙期日後において実際に投票しなかった投票用紙等が残っている場合には、速やかに交付元の市町村選挙管理委員会に返還してください。

## 12 経費の請求

不在者投票の所定の手続きが終了したときには、下記請求先の県又は市町村から不在者投票を行った選挙人1名につき**1,236円**の経費が支払われます。

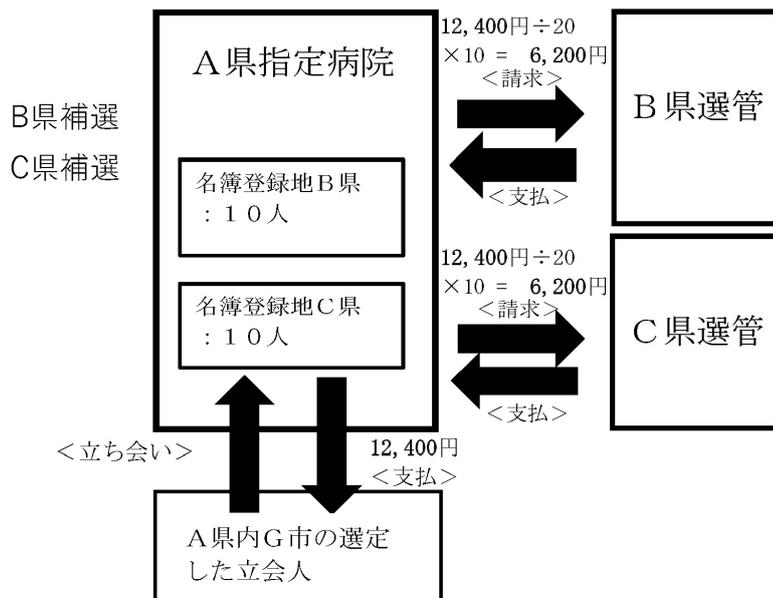
また、不在者投票管理者が、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人(市町村の職員を選定した場合を除く。)を投票に立ち合わせたときには、下記請求先の県又は市町村から投票に立ち合わせるために要する経費(報酬及び費用弁償(謝金及び旅費))として、1時間につき1,459円(ただし、1日あたり最大12,400円)の経費が支払われます。

不在者投票管理者は、請求書【様式3:P16、17参照】(市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせたときは、併せて【様式5:P20、21参照】)に不在者投票者調【様式4:P18、19参照】を添付して、選挙期日後23日以内(必着)に次の選挙管理委員会あて経費の請求を行ってください。

選挙の種類	請求書の送付先
衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙	茨城県選挙管理委員会(県内の指定病院等で投票された分は、県外の選挙人の分も含めて茨城県に請求することになっています。)
衆議院議員・参議院議員のその他の選挙 都道府県の知事・議会の議員の選挙	選挙人の選挙人名簿の属する市町村の属する都道府県の選挙管理委員会
市町村の長・議会の議員の選挙	選挙人の選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会

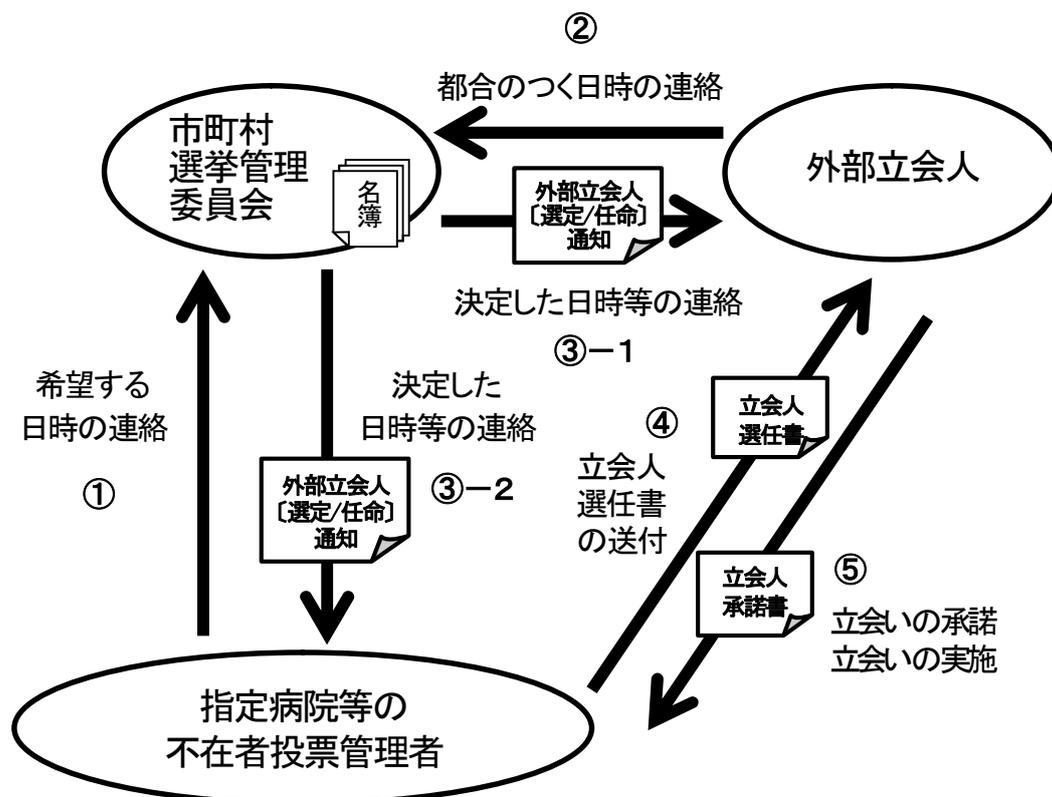
※ 上記のうち、衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙以外の選挙において、複数の選挙が公示・告示から選挙期日までの期間が重複して行われる場合の外部立会人に係る経費については、実際に不在者投票を行った選挙人の住所のある都道府県又は市町村の選挙管理委員会に、選挙人の人数に応じて按分して、当該按分した額を当該選挙に関する事務を管理する都道府県又は市町村の選挙管理委員会に請求すること。(下図参照)

< 国政選挙の補欠選挙の例 >



※ なお、市町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命し、その外部立会人に対して当該市町村の条例等に基づき報酬の支給及び費用弁償を行った場合は、当該市町村に実績報告書【書式例 P24 参照】を提出してください。

(参考) 指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ



- 1 外部立会人を選任しようとする指定病院等の不在者投票管理者は、市町村選管に対して外部立会人選定依頼書を提出する (①)。
- 2 市町村選管は、外部立会人候補者から都合のつく日時 (②) の連絡を受け、具体的な外部立会人の選定に向けて調整する。
- 3 市町村選管は、当該指定病院等の外部立会人を選定又は任命し、外部立会人〔選定/任命〕通知書を外部立会人本人 (③-1) 及び指定病院等の不在者投票管理者 (③-2) に送付する。
- 4 指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人本人に対し、立会人選任書を送付する (④)。
- 5 外部立会人は、指定病院等の不在者投票管理者に立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いを実施する (⑤)。

※ 外部立会人の選定とは、市町村の選挙管理委員会と指定病院等の不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で、不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法をいう (この場合、外部立会人に係る経費については、指定病院等から立会人に直接支払われ、その後指定病院等から県又は市町村 (選挙の種類により異なる) に請求します)。

※ 外部立会人の任命とは、条例等に基づき市町村の選挙管理委員会が指定病院等ごとに個別に外部立会人を任命する方法をいう (この場合、外部立会人に係る経費については、指定病院等を介さず、市町村から外部立会人に対し直接支払われます)。



(資料1) 関係様式及び記載例

様式1	依頼書（選挙人→不在者投票管理者） ・選挙人が不在者投票管理者（指定病院等の長）に投票用紙等の請求を依頼するときに使用します。	P11
	記載例	P12
様式2	投票用紙等請求書（不在者投票管理者→市町村選挙管理委員会の委員長） ・不在者投票管理者（指定病院等の長）が市町村選挙管理委員会の委員長に投票用紙等を請求するときに使用します。	P13
	記載例	P14
不在者投票用外封筒 記載例		P15
様式3	請求書（不在者投票管理者→都道府県(市町村)） ・不在者投票事務の経費を請求するときに使用します。	P16
	記載例 ※記名押印による場合	P17
様式4	不在者投票者調（不在者投票管理者→都道府県(市町村)） ・不在者投票事務の経費を請求するときに使用します。（様式3に添付）	P18
	記載例	P19
様式5	請求書(外部立会人経費)（不在者投票管理者→都道府県(市町村)） ・市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせるときに使用します。	P20
	記載例 ※記名押印による場合	P21
様式6	不在者投票立会人調（不在者投票管理者→都道府県(市町村)） ・市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせるときに使用します。（様式5に添付）	P22
	記載例	P23

実績報告書 ・市町村の選管が外部立会人を任命し、当該市町村の条例等に基づき報酬の支給等が行われる場合に、外部立会人及び不在者投票管理者から市町村選管への実績報告に使用します。	P24
外部立会人選定依頼書	P25
外部立会人〔選定・任命〕通知書	P26
立会人選任書	P27
立会人承諾書	P28
施設長が不在者投票管理者となる施設の指定申請書	P29
施設長が不在者投票管理者となる施設の指定申請内容の異動届	P31
施設長が不在者投票管理者となる施設の指定取消申請書	P32

#### 【請求書等への押印について】

茨城県選挙管理委員会に提出する不在者投票特別経費の請求書等については、これまで、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていましたが、その義務付けが廃止されました。

これにより、従来の記名押印による請求等に加えて、請求等の名義人の署名または記名（ゴム印など署名以外の方法による氏名の記載）による請求等も可能になります。

ただし、記名のみによる請求等については、次のような方法で書類の真正性を確認します。

郵送の場合：施設等に連絡し、請求等の意思及び記載内容の確認を行う。

持参の場合：持参者から社員証や名刺等を提示又は提出してもらい施設関係者であることを確認した上、免許証等により本人確認する。

なお、様式3（不在者投票特別経費の請求書）及び様式5（不在者投票外部立会人に係る経費の請求書）については、請求者と口座名義人が異なる場合には、請求者（委任者）の記名押印又は署名のある委任状が必要となりますので、ご注意ください。

※ 茨城県選挙管理委員会以外に請求等を行う場合には、取扱いが異なることがありますので、請求等先の指示に従ってください。

様式1

(この依頼書は、依頼を受けた不在者投票管理者が保管すること。)

依 頼 書					
令和 年 月 日執行		選挙について不在者投票をしたいので、			
		市 町 選挙管理委員会委員長から 村			
投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の受領を依頼します。 (なお、点字投票をしたいので、あわせてその旨申し立て下さい。)					
令和 年 月 日					
		住 所 氏 名			
		年 月 日 生			
不在者投票管理者					
殿					
( 顛 末 欄 )					
選挙人名簿登録の有 無	選挙人名簿に記載されている住所			投票用紙等請求月日及び方法	
有 ・ 無	住 所 に 同 じ			月 日 直 接 郵便等	
投票月日	投票の記載		投票送致等月日		立会人氏名
	本人	代理投票			
月 日		心身の故障	その他の事由	月 日	
代理投票 補助者氏名			備 考		
整理番号		室 名		氏 名	

- 注 意 (1) 顛末欄は、選挙人は記載しないこと。  
 (2) 「選挙人名簿に記載されている住所」の欄には、現在と異なる場合のみ下欄に記入すること（「住所に同じ」とあるのを抹消すること）。  
 (3) 「投票の記載」欄には、該当する欄に○印を記入すること。ただし、「代理投票」について、「心身の故障」以外の「その他の事由」に該当するときは、具体的な事由を記載すること。  
 (4) 「備考」欄には、選挙人の状況等を具体的に記入すること。

様式1 記載例（選挙人→不在者投票管理者）

（この依頼書は、依頼を受けた不在者投票管理者が保管すること。）

依 頼 書

県選管ホームページに掲載している選挙ごとの記載例を参照の上、記入すること。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日執行 ○○○○○○ 選挙について不在者投票をしたいので、  
 ○ 市  
 ○ ○ 町 選挙管理委員会から  
 村

投票用紙（~~船員の不在者投票用紙~~）及び投票用封筒の受領を依頼します。

（~~なお、点字投票をしたいので、あわせて~~）

必ず選挙人が自署すること（自署できないときは、補助者が記載し、その旨を明記しておくこと）。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 氏 名

○○市○○町○○番地  
 甲 山 乙 夫  
 昭和 ○年 ○月 ○日生

不在者投票管理者 **ゴム印可。**  
 △ △ △ △ 殿

この欄には、必ず不在者投票管理者がその都度記録しておくこと。

（ 顛 末 欄 ）

選挙人名簿登録の有 無	選挙人名簿に記載されている住所		投票用紙等 請求月日及び方法
○ 有 ・ 無	住 所 に 同 じ		○ 月 ○ 日 直接 郵便等
投票月日	投票の記載		投票送致等月日
	本人	代理投票	
○ 月 ○ 日	○	心身の故障 其他の事由	○ 月 ○ 日
代理投票 補助者氏名	備考		△月△日 入院 □月□日 退院見込
整理番号	1	室 名	203号室
		氏 名	甲山 乙夫

- 注 意
- (1) 顛末欄は、選挙人は記載しないこと。
  - (2) 「選挙人名簿に記載されている住所」の欄には、現在と異なる場合のみ下欄に記入すること（「住所に同じ」とあるのを抹消すること）。
  - (3) 「投票の記載」欄には、該当する欄に○印を記入すること。ただし、「代理投票」について、「心身の故障」以外の「その他の事由」に該当するときは、具体的な事由を記載すること。
  - (4) 「備考」欄には、選挙人の状況等を具体的に記入すること。





表

裏

(選挙の名称) 選挙

**不在者投票**

(外封筒)

県(市町村)  
選挙管理  
委員会印

投票者名  
氏名

甲山乙夫

投票区名

	市町村		投票区
整理番号			
男女の別	男	・	女

投票年月日

令和〇年〇月〇日

投票場所

不在者投票管理者

立会人

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇病院会議室

××病院 院長 △△△△△

□ □ □ □

代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人が「代理記載人」を記載する。

投票者が自署すること。  
(代理投票又は代理投票の仮投票の場合、補助者(代理記載人)が記載)

投票立会人が自署すること。(コム印不可)

不在者投票管理者が記載すること。(コム印可)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

※ これらの署名がない投票は無効となるので、記入漏れがないようチェック体制を整えること。

# 請 求 書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

一 金		万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---

ただし、令和 年 月 日執行の 選挙における不在者投票特別経費として

不在者投票人員 ①	同左 1人あたりの 経費 ②	経 費 の 額 ①×②	備 考
人	1, 2 3 6 円	円	

上記金額を請求します。

所 在 地 〒

TEL

フリガナ

指定病院等名

フリガナ

請求者職氏名

この請求書の金額を下記口座に振り込んでください。	
支 払 店 名	銀 行 支 店
口 座 番 号	当座 ・ 普通 No.
カ タ カ ナ 口 座 名 義	

## 委 任 状

不在者投票特別経費の受領を下記の者に委任します。

指定病院等名

請求者職氏名

---

受 任 者

(口座名義人)

---

記載上の注意事項

- 1 不在者投票人員は、投票用紙等の請求のみで実際に不在者投票をしなかった選挙人を算入しないこと。
- 2 指定病院等名は、法人名から記入すること。
- 3 **請求者職氏名は、不在者投票管理者である病院長等の職氏名を記入すること。**
- 4 「支払店名」の欄は、必ず支店名まで記入すること。
- 5 「口座名義」の欄は、必ずカタカナで記入すること。
- 6 請求者（不在者投票管理者である病院長等）と口座名義人が異なる場合には、必ず委任状に記名押印又は署名すること。
- 7 この請求書は、別添「不在者投票者調」とあわせて選挙終了後 23 日以内（必着）に提出すること。

# 請 求 書

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 殿

一 金		万	千	百	拾	円
	¥	2	4	7	2	

県選管ホームページに掲載している選挙ごとの記載例を参照の上、記入すること。

ただし、令和〇年〇月〇日執行の〇〇〇〇〇〇〇〇選挙における不在者投票特別経費として

不在者投票人員 ①	同左1人あたりの 経費 ②	経 費 の 額 ①×②	備 考
2 人	1, 2 3 6 円	2, 4 7 2 円	

捨印を押してください(誤字等の軽微な修正があった場合に、代理で修正します。)

病院長等印又はその個人印を押印すること(個人印の場合はできるだけ施設印も押印)。

印は全て同一のものとする。

金額を請求します。  
 在 地 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
 TEL 000 (000) 0000  
 フリガナ イリョウホウジン〇〇カイ 〇〇〇ビョウイン  
 指定病院等名 医療法人〇〇会 〇〇〇病院  
 フリガナ インチョウ △△ △△  
 請求者職氏名 院長 △△ △△

この請求書の金額を下記口座に振り込んでください。

支払店名	〇 〇 銀行 △ △ 支店
口座番号	当座 ・ 普通 No. 〇〇〇〇〇〇〇
カタカナ 口座名義	イリョウホウジン〇〇カイ リジチョウ 〇〇 〇〇

請求者(不在者投票管理者である病院長等)と口座名義人が異なる場合には、委任状に必要事項を記入し、押印すること。

## 委 任 状

不在者投票特別経費の受領を下記の者に委任します。

指定病院等名 医療法人〇〇会 〇〇〇病院  
 請求者職氏名 院長 △△ △△  
 受 任 者 医療法人〇〇会  
 (口座名義人) 理事長 〇〇 〇〇

### 記載上の注意事項

- 不在者投票人員は、投票用紙等の請求のみで実際に不在者投票をしなかった選挙人を算入しないこと。
- 指定病院等名は、法人名から記入すること。
- 請求者職氏名は、不在者投票管理者である病院長等の職氏名を記入すること。
- 「支払店名」の欄は、必ず支店名まで記入すること。
- 「口座名義」の欄は、必ずカタカナで記入すること。
- 請求者(不在者投票管理者である病院長等)と口座名義人が異なる場合には、必ず委任状に記名押印又は署名すること。
- この請求書は、別添「不在者投票者調」とあわせて選挙終了後23日以内(必着)に提出すること。





## 請 求 書 (外部立会人経費)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

一 金		万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---

ただし、令和 年 月 日執行の 選挙における不在者投票外部立会人に係る経費として

立会時間数 ①	同左1時間あたりの 経費②	不在者投票者数 ③	左記のうち茨城 県に住所を有す る投票者数④	経 費 の 額 ①×②÷③×④	備 考
時間	1, 4 5 9円	人	人	円	内訳は別紙

上記金額を請求します。(衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の場合は③及び④の欄の記載は不要です。)

所 在 地 〒

TEL

フリガナ

指定病院等名

フリガナ

請求者職氏名

この請求書の金額を下記口座に振り込んでください。	
支払店名	銀 行 支 店
口座番号	当座 ・ 普通 No.
カタカナ 口座名義	

### 委 任 状

不在者投票立会人に係る経費の受領を下記の者に委任します。

指定病院等名

請求者職氏名

受 任 者

(口座名義人)

記載上の注意事項

- 1 請求できる経費は1日あたり最大12,400円(8.5時間分)である。
- 2 指定病院等名は、法人名から記入すること。
- 3 **請求者職氏名は、不在者投票管理者である病院長等の職氏名を記入すること。**
- 4 「支払店名」の欄は、必ず支店名まで記入すること。
- 5 「口座名義」の欄は、必ずカタカナで記入すること。
- 6 請求者(不在者投票管理者である病院長等)と口座名義人が異なる場合には、必ず委任状に記名押印又は署名すること。
- 7 この請求書は、別添「不在者投票立会人調」、外部立会人に係る市町村の選定通知書の写し、謝金領収書等を添付の上、選挙終了後23日以内(必着)に提出すること。

## 請 求 書 (外部立会人経費)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

茨城県知事 殿

一 金		万	千	百	拾	円
	¥	7	2	9	5	

ただし、令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日執行の○○○○○選挙における不在者投票外部立会人に係る経費として

立会時間数 ①	同左1時間あたりの 経費②	不在者投票者数 ③	左記のうち茨城 県に住所を有す る投票者数④	経 費 の 額 ①×②÷③×④	備 考
5時間	1, 4 5 9円	10人	10人	7, 2 9 5円	内訳は別紙

上記金額を請求します。(衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の場合は③及び④の欄の記載

所在地 〒000-0000 ○○市□□町□丁目□□番地

TEL 000-(000) 0000

フリガナ イリヨウホウジン○○カイ ○○○ビョウイン

指定病院等名 医療法人○○会 ○○○病院

フリガナ インチョウ △△ △△

請求者職氏名 院長 △△ △△

病院長等印又はその個人印を押印すること(個人印の場合はできるだけ施設印も押印)。

印は全て同一のものとする。



捨印を押してください(誤字等の軽微な修正があった場合に、代理で修正します。)

この請求書の金額を下記口座に振り込んでください。

支払店名	○ ○ 銀行	△ △	支 店
口座番号	当座 ・ 普通 No. ○○○○○○		
カタカナ	イリヨウホウジン○○カイ リジチョウ □□ □□		
口座名義			

請求者(不在者投票管理者である病院長等)と口座名義人が異なる場合には、委任状に必要事項を記入し、押印すること。

### 委 任 状

不在者投票立会人に係る経費の受領を下記の者に委任します。

指定病院等名 医療法人○○会 ○○○病院

請求者職氏名 院長 △△ △△

受 任 者 医療法人○○会

(口座名義人) 理事長 □□ □□



#### 記載上の注意事項

- 1 請求できる経費は1日あたり最大12,400円(8.5時間分)である。
- 2 指定病院等名は、法人名から記入すること。
- 3 **請求者職氏名は、不在者投票管理者である病院長等の職氏名を記入すること。**
- 4 「支払店名」の欄は、必ず支店名まで記入すること。
- 5 「口座名義」の欄は、必ずカタカナで記入すること。
- 6 請求者(不在者投票管理者である病院長等)と口座名義人が異なる場合には、必ず委任状に記名押印又は署名すること。
- 7 この請求書は、別添「不在者投票立会人調」、外部立会人に係る市町村の選定通知書の写し、謝金領収書等を添付の上、選挙終了後23日以内(必着)に提出すること。

## 不在者投票立会人調

立会人氏名	外部立会人を選定した市町村	立会日	立会時間	
			開始時刻	終了時刻
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分

指定病院等名 \_\_\_\_\_

- (注) 1 立会人毎に、市町村の選定通知書の写し及び謝金領収書等を添付すること。  
 2 立会時間の合計を、様式5の「立会時間数①」と一致させること。

## 不 在 者 投 票 立 会 人 調

立会人氏名	外部立会人を選 定した市町村	立 会 日	立 会 時 間	
			開始時刻	終了時刻
<b>乙川 丙夫</b>	<b>〇〇市</b>	令和□□年△△月××日	午後 1 時	午後 6 時
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
		令和 年 月 日	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分

指定病院等名 医療法人〇〇会 〇〇〇病院

- (注) 1 立会人毎に、市町村の選定通知書の写し及び謝金領収書等を添付すること。  
 2 立会時間の合計を、様式5の「立会時間数①」と一致させること。

報告書書式例

実 績 報 告 書

報告先

〇〇市（町・村）選挙管理委員会委員長

不在者投票立ち会いの実績

立 会 日 令和〇年〇月〇日  
立 会 時 間 午前〇時～午後〇時  
立 会 場 所 〇〇病院内  
外部立会人氏名 〇〇 〇〇

不在者投票者総数

〇人

要した経費の額

×× 円

令和〇年〇月〇日執行の〇〇選挙における不在者投票  
立会人に係る経費を上記の通り報告致します。

令和〇年〇月〇日

(外部立会人)

氏 名 〇〇 〇〇 ㊟  
住 所 〇〇  
振込先 〇〇銀行〇〇支店 口座番号××

上記の通り不在者投票に立ち合ったことを認めます。

不在者投票管理者氏名 〇〇 〇〇 ㊟  
不在者投票施設名称 〇〇病院  
所在地 〇〇

※請求の際には、立会人に係る市町村の任命通知書の写し、謝金領収書等を添付してください。  
※様式4の不在者投票者調を添付してください。

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 殿

(施設に係る法人の名称)

(代表者の職・氏名)

印

#### 外部立会人選定依頼書

当方においては、下記のとおり、公職選挙法第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

#### 記

1 日 時

2 場 所

3 施 設 名

令和 年 月 日

(指定施設等の長) 殿

(市町村) 選挙管理委員会委員長

外部立会人〔選定・任命〕通知書

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を〔選定・任命〕しましたので、通知します。

記

1 立会人の氏名  
(ふりがな)

2 立会日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分

令和 年 月 日

立会人選任書

(立会人) 殿

(施設に係る法人の名称)

(代表者の職・氏名)

印

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行 選挙  
について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の\_\_\_\_\_分前までに\_\_\_\_\_に、おいでくだ  
さい。

記

- 1 立会日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
- 2 不在者投票の実施場所

令和 年 月 日

立会人承諾書

(指定施設の長) 殿

(住 所)

(電話番号)

(氏 名)

印

下記のとおり、令和 年 月 日執行 選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

- 1 立会日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
- 2 不在者投票の実施場所

## 施設長が不在者投票管理者となる施設の指定申請書

令和 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

(施設に係る法人の名称)

(法人の代表者の職・氏名)

公職選挙法施行令第55条第2項及び同条第4項第2号の規定により、施設長が不在者投票管理者となる施設に指定されたく別紙のとおり申請いたします。

備考 別紙（施設の概要）を添付すること。

(別紙)

1 施設	種類	病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人ホーム（短期・特別養護・養護・軽費・有料）・原子爆弾被爆者養護ホーム・身体障害者支援施設・保護施設					
	名称						
	所在地	〒 ー		TEL			
	施設長の氏名						
	施設長の住所	〒 ー		TEL			
	入院（所）定員			人（ 床 室）			
	入院（所）定員増減見込			有・無（ ）			
	当該施設が併設施設の場合の被併設施設の状況 [指定：有（ 年 月 日）・無]						
	被併設施設の名称						
	被併設施設の施設長の氏名						
2 入院（所）状況	申請日現在の入院（所）者数			人（通所者数 人）			
	入院（所）者の状況	18歳以上の者		人			
		自力歩行が困難な者		人			
		点字利用者		人			
3 職員の状況	職員の構成	医師	人	栄養士	人	事務員	人
		生活指導員	人	看護師	人	その他	人
		OT・PT	人	介護士	人	計	人
	不在者投票事務従事予定者の状況（4名以上）						
	職名	氏名	生年月日	不在者投票事務経験年数	併任の有無		
	(不在者投票管理者)						
	(立会人)						
	(補助者)						
	(補助者)						
4	投票記載場所がわかる施設の見取図、施設のパンフレット等				別添のとおり（投票記載場所の面積 m <sup>2</sup> ）		
5	入所者からの投票希望の状況						

# 施設長が不在者投票管理者となる施設の指定申請内容の異動届

令和 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

(施設に係る法人の名称)

(法人の代表者の職・氏名)

公職選挙法施行令第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設長が不在者投票管理者となる施設の指定について、申請した内容に下記のとおり異動が生じたので届け出ます。

記

施設の名称	新	
	旧	
施設の所在地	新	TEL ( )
	旧	TEL ( )
施設長の氏名	新	
	旧	

# 施設長が不在者投票管理者となる施設の指定取消申請書

令和 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

(施設に係る法人の名称)

(法人の代表者の職・氏名)

公職選挙法施行令第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設長が不在者投票管理者となる施設の指定を取り消されたく、下記のとおり申請します。

記

施設の名称	
施設の所在地	TEL ( )
施設長の氏名	
取消申請理由	

（資料 2）公職選挙法及び同法施行令（抜粋）

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）抜粋

#### 第六章 投票

（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）

第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

2 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録された者であっても選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

（投票所における投票）

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。）の対照を擅なれば、投票をすることができない。

3 第六十二条第三項の規定により都道府県の議員又は長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合には、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を擅る際ニ、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

（投票用紙の交付及び様式）

第四十五条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

2 投票用紙の様式は、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

（投票の記載事項及び投函）

第四十六条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等（第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。）一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

（点字投票）

第四十七条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

（代理投票）

第四十八条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項及び第五項並びに第三十八条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち兼ねなければならない。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由に陥れば当該選挙人と見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日までの間、期日前投票所において、行われることができる。

- 職務若しくは業務又は経済省令で定める用務に従事すること。
- 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労務場、監置場、少年院、その他他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に居住していること。
- その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～8（略）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行われることができる。

2 選挙人も身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦時病者特別措置法（昭和三十一年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦時病者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民泊事業者による借書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般借書便事業者、同条第九項に規定する特定借書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国借書便事業者による同法第二条第二項に規定する借書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行われることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするものうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4～9（略）

1 0 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち兼ねることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（選挙人の確認及び投票の拒否）

第五十条 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができなときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を取るときは、投票管理者は、決定しなければならない。

3 前項の決定を要した選挙人において公職があるときは、投票管理者は、何に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れなければならない。

5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前二項と同様とする。

#### 第十三章 選挙運動

（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）

第百三十五条（略）

2 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（文書図画の掲示）

第百四十二条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 滝登会場においてその滝登会場内においてその滝登会場の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の滝登会場内においてその滝登会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人用施設が場内においてその滝登会の開催中掲示する映写等の類

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2（略）

- 3 (略)
- 4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。
- 5 第十九 (略)

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 衆議院 (小選挙区選出) 議員、参議院 (選挙区選出) 議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会、第四百四十三条第一項第五号のポスター (衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。) の掲示場を設けなければならない。

- 2~4 (略)
- 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 (参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会) が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスター一の掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第四百四十三条第一項第五号のポスター一の掲示場を設けることができる。
- 9 (略)
- 10 (略)

(ポスターの掲示箇所等)

第四百四十五条 何人も、衆議院議員、参議院 (比例代表選出) 議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙 (第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。) については、国若しくは地方公共団体に所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第四百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができない。ただし、橋りよう、電柱、公営住宅その他の総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場については、この限りでない。

(略)

(略)

第十六章 罰則

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百一十七条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員の中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会委員若しくは議員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなく公職の候補者若しくは選挙運動者に干渉し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の懲役刑に処する。

(略)

(略)

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しよう又は投票した被選挙人の氏名 (衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称) の表示を求めたときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百一十七条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務所 (関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人 (第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)) 又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名 (衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称) を表示したときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(略)

第二百一十八条 投票所 (共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び百三十二条において同じ。)) 又は開票所において正当な理由なく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名 (衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称) を認知する方法を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法令の規定によらない投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出し出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾じょう罪等)

第二百一十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騒擾しようし又は投票、投票箱その他の関係書類 (関係の電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの) に依る記録媒体をいう。以下同じ。)) を含む。) を抑制し、毀壞し若しくは奪取した者は、四年以下の拘禁刑に処する。

(凶器携帯罪)

第二百三十一条 選挙に関し、銃砲、刀剣、こん棒その他の人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 当該警察官は、必要と認められる場合においては、前項の物件を預置することができる。

(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)

第二百三十二条 前条の物件を携帯して投票所、開票所、選挙会場又は選挙分会場に入つた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙でない者が投票をしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務所関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第二百三十七条の二 第四十九条第二項 (第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。) の規定により公職の候補者 (公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。) の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対し〇の記号を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者 (公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。) の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対し〇の記号を記載しなかつたときは、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者 (公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。) の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するものほか、第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。

(立会人の義務を怠る罪)

第二百三十八条 立会人が正当な理由がなくこの法律に規定する義務を欠くときは、二十万円以下の罰金に処する。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 第四十九条第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選挙人が指示する公職の候補者 (公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)) 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

2~6 (略)

第十七章 補則

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間に行われなければならない。(以下略)

2 (略)

公職選挙法施行令（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）抜粋

## 第四章 投票

（投票記載の場所の設備）

第三十二条 市町村の選挙管理委員会が投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることができないよう又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないようになすために、相当の設備をしなければならない。

（代理投票の仮投票）

第四十一条 投票管理者は、法第四十八条第一項の規定によつて自身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

- 前項の決定を受けた選挙人においては、投票管理者は、原に投票をさせなければならない。
- 投票管理者は、第一項で規定する選挙人が代理投票をすることをいづつて投票立会人に異議がある場合においては、その選挙人に原に投票をさせなければならない。
- （略）

## 第五章 不在者投票

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム）並びに同法第二百三十三条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第七十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）第四百九十二条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに職務病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五条第一項に規定する障害者支援施設）及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑務施設、労務場、留置場、監獄、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下この章において「不在者投票施設」といふ。）において投票をしようとするもの又は、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接し、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- （略）
- 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前二項の規定による請求をする際に、前二項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

- 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホーム）にあっては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑務施設の長、留置施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。第五十五条第四項第三号及び第九項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設があるべき選挙人の区域がその場合において、自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代つて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

- 報道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合又は船舶に代つて不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書（選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない）を申請しなければならない。

- 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第五十九条の六の二各号を除き、以下同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船舶に代つて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

- 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代つて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

（船舶の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）

第五十一条 船員は、選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第一項、第二項又は第四項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するもの選挙管理委員会の委員長に対して、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 前条第二項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人は、前二項」とあるものが「船員は、次条第一項」と、「に、前二項」とあるのは「に、同項」と、同条第四項中「選挙人の」とあるのは「船員」とあるのは「次に当該不在者投票施設において投票をしようとするものの」と、「選挙人に」とあるのは「船員」とあるのは「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」とあるのは「、選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の選挙人名簿登録証明書を提示する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあっては、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を提示して、次条第一項の規定による請求及び」と読み替へるものとする。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（報道府県の議会の議員又は長の選挙人において、法第九條第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者）にあっては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により掲載された選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいづれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の裏面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日）翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。
- 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。

第五十四条 第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

- 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号に掲げる措置をとる場合には、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名稱）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の裏面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

（船員に対する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付の特例）

第五十四条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十一条第二項又は同条第二項において準用する第五十条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その請求をした船員が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいづれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。この場合においては、投票用封筒にその市町村名、交付の年月日、選挙の種類及び当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 第五十一条第二項の規定による請求を受けた場合にあつては、船員に直接に交付する。
- 第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

第五十五条 第四項において準用する第五十条第三項又は第四項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた船員に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

- 第一項第二号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取つた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを船員に渡さなければならない。

（不在者投票管理者）

第五十五条 法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し、

又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被害者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの（第五十八条第一項において「病院等」に入所している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの）という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被害者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 選挙の当日法第四十八条の第二項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものの不在者投票については、前二項の規定によるほか、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 総トビ数二十ト以上の船舶（漁船）にあつては、総トビ数三十ト以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被害者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被害者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

三～四 （略）

五～七 （略）

8 第四節第一号の船舶の船長、第二項若しくは第四節第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被害者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは船舶施設の長、特定国外派遣組織の船長、指定船舶等の船長又は南極地域観測調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国にある場合においては、第二項及び第四項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船舶の船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被害者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、特定国外派遣組織の長、指定船舶等の船長又は南極地域観測調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

## 36

（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法）

第五十六条 （略）

2 第五十四条第一項第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち合わせなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち合わせさせた者の意見を聞いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票の記載に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者を二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人の公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5 第四十一条第一項から第三項までの規定は、前項の場合において準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿面出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿面出政党等の氏名又は参議院名簿面出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

6 （略）

（船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特別）

第五十八条 第五十三条第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第五十五条第四項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日まで、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第二項又は第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第五十六条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第五十条第一項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べて後、投票をさせなければならない。

3 第五十六条第三項の規定は、前二項の規定による投票について準用する。

4 第三十二条並びに第五十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による投票について準用する。

（不在者投票の送致）

第六十条 不在者投票管理者は、第五十六条から第五十八条までの規定により投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第五十六条第三項（第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名又は記名押印を、第五十八条第三項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければならない。

一 第五十六条又は第五十八条の規定により投票を受け取つた場合 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

二 （略）

三 （略）

2 （略）

（不在者投票の投票用紙の返還等）

第六十四条 第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）においては、使用することができない。

2 選挙人は、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合においては、不在者投票をしなければつたときは、その投票用紙及び投票用封筒（第五十三条第二項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合には、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書、以下この項において同じ。）を投票管理者に返し、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第二項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項の規定による投票をすることができるとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

## (資料3)関係選挙管理委員会一覧

(R7.4.1現在)

	市町村名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1	029-297-6077	029-297-6237
2	日立市	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111	0294-21-1663
3	土浦市	300-8686	土浦市大和町9-1	029-826-1111	029-822-9252
4	古河市	306-8601	古河市長谷町38-18	0280-22-5111	0280-33-6505
5	石岡市	315-8640	石岡市石岡1-1-1	0299-23-7282	0299-22-3684
6	結城市	307-8501	結城市中央町2-3	0296-34-0402	0296-54-7009
7	龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市3710	0297-64-1111	0297-60-1583
8	下妻市	304-8501	下妻市本城町3-13	0296-43-2111	0296-43-4214
9	常総市	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111	0297-23-2162
10	常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町3690	0294-72-3111	0294-72-3002
11	高萩市	318-8511	高萩市本町1-100-1	0293-23-2119	0293-24-0636
12	北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111	0293-43-1108
13	笠間市	309-1792	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101	0296-78-0612
14	取手市	302-8585	取手市寺田5139	0297-74-2141	0297-73-5995
15	牛久市	300-1292	牛久市中央3-15-1	029-873-2111	029-873-7510
16	つくば市	305-8555	つくば市研究学園1-1-1	029-883-1111	029-868-7634
17	ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1	029-273-0111	029-273-5685
18	鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井1187-1	0299-82-2911	0299-82-2934
19	潮来市	311-2493	潮来市辻626	0299-63-1111	0299-80-1100
20	守谷市	302-0198	守谷市大柏950-1	0297-45-1111	0297-45-2590
21	常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111	0295-53-6010
22	那珂市	311-0192	那珂市福田1819-5	029-298-1111	029-298-0944
23	筑西市	308-8616	筑西市丙360	0296-24-2178	0296-24-7333
24	坂東市	306-0692	坂東市岩井4365	0297-35-2121	0297-35-8201
25	稲敷市	300-0595	稲敷市犬塚1570-1	029-892-2000	029-893-1757
26	かすみがうら市	315-8512	かすみがうら市上土田461	0299-59-2111	0299-59-2130
27	桜川市	309-1293	桜川市羽田1023	0296-58-5111	0296-58-5115
28	神栖市	314-0192	神栖市溝口4991-5	0299-90-1125	0299-90-1112
29	行方市	311-3892	行方市麻生1561-9	0299-72-0811	0299-72-2174
30	鉾田市	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	0291-36-7149	0291-32-4443
31	つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田195	0297-58-2111	0297-58-5631
32	小美玉市	319-0192	小美玉市堅倉835	0299-48-1111	0299-48-1199
33	茨城町	311-3192	東茨城郡茨城町大字小堤1080	029-240-7125	029-292-6748
34	大洗町	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-267-5123	029-266-3577
35	城里町	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚1428-25	029-288-3111	029-288-3113
36	東海村	319-1192	那珂郡東海村東海3-7-1	029-282-1711	029-287-0317
37	大子町	319-3521	久慈郡大子町大字北田気662	0295-72-1114	0295-72-1167
38	美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515	029-885-0340	029-885-4953
39	阿見町	300-0392	稲敷郡阿見町中央1-1-1	029-888-1111	029-887-9560
40	河内町	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183	0297-84-6979	0297-84-4357
41	八千代町	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170	0296-49-6311	0296-48-0161
42	五霞町	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田1162-1	0280-84-1111	0280-84-1478
43	境町	306-0495	猿島郡境町391-1	0280-81-1300	0280-86-7521
44	利根町	300-1696	北相馬郡利根町布川841-1	0297-68-2211	0297-68-7990
-	茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2462	029-301-2489